

受領

令和6年1月9日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(行ウ)第26号 公金違法支出損害賠償請求住民訴訟事件

口頭弁論終結の日 令和5年9月20日

判 決

5 奈良県生駒郡安堵町東安堵365番地の8

原 告 池 田 忠 春  
同訴訟代理人弁護士



奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地

10 被 告 安堵町長 西 本 安 博  
同訴訟代理人弁護士



主 文

1 本件訴えのうち、西本安博が令和2年4月1日に安堵町同和地区  
15 産業廃棄物処理組合に対する令和2年度補助金の交付決定をした行  
為を違法な財務会計上の行為として西本安博に対して損害賠償請求  
をすることを被告に求める部分を却下する。

2 被告は、西本安博に対し、216万7200円及びこれに対する  
令和4年1月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を安  
堵町に支払うよう請求せよ。

20 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文2項同旨

25 第2 事案の概要等

1 本件は、奈良県生駒郡安堵町（以下「安堵町」という。）の町長である西本安

5 博（以下「西本」という。）が安堵町内の団体に対して補助金の交付決定及びこれに基づく令和2年9月から令和3年4月まで合計216万7200円の支出命令をしたことについて、安堵町の住民である原告が、当該交付決定及び当該支出命令はいずれも違法であるから、これにより安堵町が同額の損害を受けたとして、安堵町の執行機関である被告を相手として、地方自治法242条の2第1項第4号本文に基づき、西本個人に対して不法行為に基づく損害賠償請求をするように求める住民訴訟である。附帯請求は、訴状送達の日の翌日を始期とした民法所定の利率による遅延損害金の支払請求である。

10 2 前提事実等（当事者間に争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実等）

15 (1) 当事者

- ア 原告は、安堵町の住民である（甲1）。
- イ 被告は、安堵町の執行機関である安堵町の町長である。
- ウ 西本は、令和2年当時から現在まで、安堵町長の職にある者である。
- エ 安堵町同和地区産業廃棄物処理組合（以下「本件組合」という。）は、安堵町の同和地区における産業廃棄物を適正に処理し生活環境の向上をはかること等を目的とし、組合員相互の産業廃棄物の管理、産業廃棄物の処理・委託に係る分担金の処理、補助金の収納等の事業を行う組合である（乙2・2条～4条）。

20 (2) 本件組合に対する補助金制度

- ア 昭和63年頃に安堵町塵芥処理場（焼却場）が閉鎖され、同処理場において産業廃棄物を処理していた安堵町同地区内の事業者らは、産業廃棄物処理に経費を要することとなった。安堵町は、上記事業者らを救済するため、「安堵町産業廃棄物排出業者に対する補助金交付要綱」（平成元年4月1日施行）（以下「本件要綱」という。）（乙3）を作成し、上記経費の一部を補助するための補助金制度を創設した。

本件組合は、同補助金の受給主体として、上記事業者らを構成員として本件要綱の施行日に設立された（乙2）。

イ 本件要綱には、以下の内容の定めがある。

(ア) 補助対象者は、昭和63年8月30日時点において安堵町塵芥処理場で産業廃棄物を処理していた者（本件組合）に限る（第2条）。

(イ) 補助金の額は、本件組合が事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するために産業廃棄物排出業者に委託した経費の一部とする（第3条）。

(ウ) 補助の申請は、毎月末又は3か月若しくは6か月ごとに、産業廃棄物排出業者に委託のために支払った領収書又は請求書若しくはこれらの賃本を添えて所定の補助金交付申請書を町長に提出してするものとする（第4条）。

(エ) 補助の申請に対する審査は、住民課長が、申請書記載事項における過誤の有無及び事実関係の審査を行い、その結果を審査結果報告書により町長に報告する（第5条）。

(オ) 補助金の交付決定は、町長が補助金の額を決定して行う（第6条）。

(カ) 町長による補助金交付決定の全部又は一部の取消決定及びその返還命令は、①自らの事業に伴い排出する廃棄物以外のものを処分したとき（第7条1号）、②偽りその他不正の方法により補助金交付申請をし、又は補助金の交付を受けたとき（同条2号）、③産業廃棄物排出業者が事業を廃止し、又は転業したとき（同条3号）、④その他不正があったとき（同条4号）にする。

### (3) 本件交付決定

ア 令和2年4月1日、被告に対し、本件組合の代表者組合長である平山雅司（以下「平山」という。）名義で、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間）に本件組合が専門業者に週3回の産業廃

棄物の収集を委託し、合計691万0800円（毎月57万5900円）の支出をする予定であるとして、そのうち325万0800円（月額27万0900円）について本件要綱に基づく補助金の交付を求める旨の交付申請書（以下「本件申請書」という。）が提出された（乙6。以下、この申請を「本件申請」という。）。

これに対し、安堵町は、町長である西本の決裁により、令和2年4月1日、本件組合に対して令和2年度補助金として3.25万0800円を交付する旨を決定し（以下「本件交付決定」という。）、その頃、これを同組合に対して通知した（乙1）。

10 イ しかし、本件申請は、いまだ処理されていない産業廃棄物に係る処理費用について補助金の交付申請をしている点、領収書若しくは請求書又はそれらの謄本を添付していない点、要綱上の上限である6か月を超える期間について交付申請をしている点において、本件要綱に定める要件及び方式に違反する申請であった。

15 (4) 本件各支出命令

本件組合は、令和2年5月から令和3年3月までの間、安堵町に対し、本件交付決定に基づき、令和2年4月分から令和3年3月分の補助金として毎月27万0900円の請求（以下、これらの請求のうち令和2年8月分から令和3年3月分の請求を「本件補助金請求」という。）をした（乙10）。

20 これに対し、安堵町は、いずれもその頃、安堵町事務決裁規程（昭和44年3月17日規程第1号）6条1項及び別表第1（3-7）の規定に基づき、1件30万円未満の支出命令について専決の権限を有していた住民課長の専決により、本件交付決定に基づく補助金として毎月27万0900円（合計325万0800円）の支出命令をし、同額を本件組合に支払った（以下、これらの支出命令のうち本件補助金請求に対応して令和2年9月から令和3年4月までの間にされたものを「本件各支出命令」という。）。

(5) 本件補助金請求及び本件各支出命令の対象期間（令和2年8月から令和3年3月）（以下「本件期間」という。）における産業廃棄物収集運搬委託の不<sup>5</sup>存在

ア 安堵町は、令和2年7月まで町内の環境美化センターで一般廃棄物の処理をしていたが（ただし、事業者が排出する一般廃棄物の処理は受け入れていなかつた。）、同センターが同月をもって廃止されたため、同年8月以降は、一般廃棄物の処理を天理市クリーンセンターに委託している（甲5の2・23、24頁）。

イ 有限会社天理清掃社は、令和2年4月から同年7月まで、本件組合の組合員を含む安堵町内の事業者から廃棄物を収集し、いったん安堵町環境美化センターに集積した後、これを産業廃棄物として最終処分場まで運搬していたが、同年8月から令和3年3月までの間は、本件組合の組合員から産業廃棄物の収集、運搬の委託を受けていなかつた。

本件組合は、天理清掃社に対し、令和2年5月以降、本件期間中の分も含めて、毎月、補助金と同額の27万0900円を支払つた。

(6) 原告は、令和3年9月1日、安堵町監査委員に対し、本件各支出命令に係る公金の支出により安堵町が受けた損害相当額の補填を求める旨の住民監査請求を行つた（以下「本件監査請求」という。）。安堵町監査委員は、同年1月4日、同監査請求を棄却し、原告は、同日、その結果通知を受領した。

（甲2、弁論の全趣旨）

(7) 原告は、同年12月1日、本件訴えを提起した。

(8) 産業廃棄物に関する関係法令は、別紙のとおりである。

### 3 爭点

(1) 本件訴えの適法性（本件交付決定を違法な財務会計上の行為とする部分について適法な監査請求前置の有無）

なお、本件各支出命令を違法な財務会計上の行為とする部分について適法

な監査請求が前置されていることには争いがない。

- (2) 本件交付決定の違法性
- (3) 本件各支出命令の違法性
- (4) 西本の不法行為責任の成否（過失及び損害の有無）

#### 4 争点に対する当事者の主張

- (1) 本件訴えの適法性（争点(1)）について

##### 【原告の主張】

本件監査請求は、本件交付決定も対象とするものである。また、原告は、  
令和3年4月5日頃に、平山からの手紙によって後記(2)【原告の主張】記載  
の事実を知ったのであり、それまでは相当の注意力をもって調査しても客観  
的にみて住民監査請求をするに足りる程度に本件交付決定の存在又は内容を  
知ることができなかつたから、原告が、本件交付決定から1年を経過してか  
ら本件監査請求をしたことには「正当な理由」（地方自治法242条2項だ  
し書）があり、本件監査請求は、本件交付決定を違法な財務会計上の行為と  
する部分も含めて適法である。したがって、本件訴えは、その全部について  
適法な監査請求を経て提起されたものであるから、適法である。

##### 【被告の主張】

本件交付決定は、本件監査請求の対象とされていない。また、本件交付決  
定から本件監査請求までは1年が経過しており、このことに正当な理由はな  
いから、本件監査請求が本件交付決定を対象とするものであるとしても、同  
部分は不適法である。したがって、本件訴えのうち本件交付決定を違法な財  
務会計上の行為とする部分は、適法な監査請求を経ずにされたものであるか  
ら、不適法である。

- (2) 本件交付決定の違法性（争点(2)）について

##### 【原告の主張】

本件組合の当時の代表者である平山が本件申請をした事実（本件申請書が

真正に成立した事実) 及び本件交付決定当時、本件要綱による補助対象事業者(昭和63年8月30日当時の本件組合の組合員で産業廃棄物を処理していた業者)(以下、単に「補助対象事業者」という。)が産業廃棄物を排出していた事実のいずれもないにもかかわらずされた本件交付決定は違法である。

5 (3) 本件各支出命令の違法性(争点(3))について

【原告の主張】

ア 本件期間に補助対象事業者が産業廃棄物を排出した事実がない以上、本件要綱に基づく補助金交付対象事業の実態もないのであるから、本件組合に産業廃棄物処理の補助のための補助金を交付することを命ずる本件各支出命令が違法であることは明らかである。そして、上記(2)【原告の主張】記載の点からすれば、本件交付決定は無効であるから、本件各支出命令が本件交付決定に基づく債務の履行であることは、本件各支出命令の違法性を否定する理由にはならない。

イ この点を撇くとしても、本件申請書の別紙8の「廃棄物種別」の記載だけからでも本件組合が排出している廃棄物が産業廃棄物ではなく事業系一般廃棄物であるのではないかと疑問視することは可能であったから、西本は、本件交付決定時点で、本件組合(補助対象事業者)が産業廃棄物を排出していないことを認識し得たのに、何らの調査もすることなく安易に本件交付決定をした。加えて、天理清掃社が令和2年7月までに運搬した産業廃棄物につき安堵町が作成したというマニフェスト(乙7、8)には、「産業廃棄物の種類」として、「廃プラスチック類」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき」の5種類を指す「混合(安定型のみ)」と記載されており、およそ本件組合(補助対象事業者)による排出物とは考えられないのであるから、西本は、本件各支出命令時までには、本件組合(補助対象事業者)による産業廃棄物の排出がないことを十分に認識することができた。そうであるのに、西本は、本件

各支出命令に当たって、本件組合の産業廃棄物の排出の有無について何らの調査、確認もせず、本件要綱7条に基づいて本件各支出命令を防止すべき義務を怠って、漫然と本件各支出命令をしたから、やはり本件各支出命令は違法である。

5 【被告の主張】

ア 本件各支出命令に係る本件期間中に本件組合による産業廃棄物の排出実態がないことは、本件要綱7条に基づく本件交付決定の取消原因になり得るだけである。取り消されるまでは本件交付決定が有効である以上は、安堵町は本件交付決定に基づき本件各支出命令をする義務がある。したがって、上記排出実態の不存在は、本件各支出命令自体を違法とするものではない。

10 イ 本件要綱の内容に照らせば、補助金の申請を審査するにあたっては、請求書又は領収書を含む添付書類の内容を審査すれば足りるから、本件交付決定においても現実の廃棄物処理状況を審査する必要はなかったし、本件交付決定から本件各支出命令までの間に、本件組合が産業廃棄物を排出していないと疑うべき事情もなかったから、本件各支出命令の決裁権者である住民課長は、本件組合から補助金の請求を受けた際、本件組合の廃棄物の処理状況を確認してから本件各支出命令をする財務会計上の義務を負っていたなかった。したがって、住民課長が本件組合の廃棄物の処理状況の確認をしなかった点も、本件各支出命令を違法とするものではない。

15 20 (4) 西本の不法行為責任の成否（争点(4)）について

【原告の主張】

ア 西本には、本件申請が本件要綱に定める要件を欠き、方式に違反していることは明白であるのにその内容の審査をせず、しかも本件組合の代表者である平山に確認もせずに本件交付決定をした過失や、上記(3)【原告の主張】イ記載の義務違反をした過失がある。

イ 違法な本件交付決定及び本件各支出命令により、安堵町は本件各支出命令によって支出された金額と同額の216万7200円の損害を被った。

#### 【被告の主張】

ア 仮に住民課長が廃棄物の処理状況を確認してから本件各支出命令をしなかったことが違法であるとしても、本件各支出命令が住民課長によって専決処理されたものであることからすれば、西本は、故意又は過失により、住民課長による上記行為を阻止すべき指揮監督上の義務に違反したときに限り、安堵町に対する損害賠償責任を負うと解すべきところ、西本にはそのような指揮監督上の義務の違反はなく、西本が故意又は過失により住民課長の上記行為を阻止しなかったとはいえない。

イ 仮に、西本に故意又は過失があるとしても、安堵町長は、本件要綱7条に基づいて本件交付決定を取り消した上で、本件組合に対して不当利得返還請求として本件各支出命令に係る本件補助金の返還を求める権利がある以上、安堵町に損害が生じているとはいえない。

### 15 第3 当裁判所の判断

#### 1 本件訴えの適法性（争点(1)）について

(1) 本件監査請求は、本件各支出命令に係る公金の支出の違法・不当性を主張するものであったことからすれば、その対象には、本件各支出命令のみならず、そもそも債務負担行為である本件交付決定をも含む趣旨であったと認められる。もっとも、本件交付決定がされたのは令和2年4月1日である（前提事実(3)）一方、原告が本件監査請求をしたのは、本件交付決定の日から1年を経過した後である令和3年9月1日である（前提事実(6)）から、本件監査請求のうち、本件交付決定を違法な財務会計上の行為とする部分は、監査請求期間経過後にされたものである。

25 (2) そこで、監査請求期間経過後の監査請求であることに、地方自治法242条2項ただし書の「正当な理由」があるかを検討する。財務会計上の行為が

5

されたにもかかわらず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合には、特段の事情がない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって、「正当な理由」の有無を判断すべきである（最高裁平成10年（行ツ）第69号、同第70号同14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁参照）。

10

この点につき、原告は、平山から手紙を受け取った令和3年4月5日頃に初めて、本件申請が本件組合の代表者によってされたものでないことや、本件組合（補助対象事業者）による産業廃棄物排出の実態がなかつたことなどの本件交付決定の違法事由を知ったことにより、相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件交付決定の存在又は内容を知ることができた旨を主張する。しかしながら、原告が、上記の頃、その主張する内容の手紙を平山から受け取ったことを認めるに足りる的確な証拠は存在しないから、原告の主張は前提を欠く。また、仮に原告が上記のとおり手紙を受領したことによって、同日頃に監査請求をするに足りる程度に本件交付決定の存在及び内容を知ることができたのであるとしても、本件監査請求をしたのは、その約5か月後である令和3年9月1日であるから、相当期間内に本件監査請求をしたとはいえない。

20

したがつて、いずれにしても、本件監査請求のうち前記部分が監査請求期間経過後にされたことにつき「正当な理由」があるとはいはず、本件監査請求のうち当該部分は不適法である。

25

(3) よつて、本件訴えのうち前同様の部分は、適法な監査請求前置を欠く不適法な訴えであり、却下を免れない。

## 2 本件各支出命令の違法性（争点(3)）について

(1) 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる（地方自治法232条の2）ところ、本件要綱による本件組合に対する補助金制度は、昭和63年頃の安堵町塵芥処理場（焼却場）の閉鎖によって、産業廃棄物処理費の負担を余儀なくされた、同年8月30日時点において上記処理場で産業廃棄物を処理していた安堵町同和地区内の事業者らを救済するため、その処理費の一部を補助することが公益上必要であるとして設けられたものである。したがって、本件組合の組合員である補助対象事業者による産業廃棄物の排出、処理がないにもかかわらず、本件要綱に基づき本件組合に補助金を交付することは、上記条項に反し、違法といべきである（なお、本件組合の組合員であっても、同日時点における産業廃棄物排出、処理業者でない者の処理費用は補助金の対象とならない。）。

そして、本件要綱が、補助金申請は産業廃棄物処理の委託費支払後に領收証等を添えて行い、補助金に対する交付決定は住民課長による事実関係等の審査及び町長に対するその報告を踏まえて行うこととし、偽りその他不正の方法による補助金交付申請等に対する交付決定の取消し及び返還請求の規定を設けたのは、上記公益上の必要がある場合に限って補助金を交付することを手続的に担保する趣旨であると解される。

(2) 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うのであるから（地方自治法138条の2）、安堵町長は、本件組合に対して補助金を交付するに当たっては、本件要綱の定める手続に則つて補助金交付決定を行うべきである。そうであるのに、西本は、本件要綱に反し、本件組合（補助対象事業者）が未だ処理していない今後1年分の産業廃棄物の処理費用に対する補助金を交付する旨の本件交付決定をしたのであるが、これは上記規定の趣旨に反するものであり、また、本件組合（補助対

5

象事業者)による産業廃棄物の排出及び処理の有無について何らの確認もないまま本件交付決定に基づく支出命令をすれば、公益上の必要がある場合に限って本件組合に補助金を交付することを手続的に担保した本件要綱の趣旨が没却され、公益上の必要がないのに補助金を交付するという違法な事態が生じかねないので、不当な措置である。

10

しかも、補助金対象事業者は、約30年前の昭和63年から事業を継続している個人事業者であり(乙6。ただし、本件申請書別紙8の組合員名簿に記載された組合員が全て補助金対象事業者であるかは明らかでない)、年月の経過とともに廃業の可能性が高まるのであるから、補助金対象事業者の事業に伴う産業廃棄物の排出及び処理の有無並びにそれに要する費用の調査、確認の必要性は、年々高まりこそすれ、低下することはないと想定される。

15

さらに、上記組合員名簿には、本件組合の組合員の排出している廃棄物種別として、「皮・合成皮革」、「合成皮革」、「かしわ」、「ゴム」、「生花」、「食品」、「麻袋他」などと記載されているところ、これらが廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令2条が規定する20種類の産業廃棄物(別紙参照)に該当するか判然とせず、安堵町の副町長も、令和3年9月6日に開催された安堵町一般会計決算審査特別委員会において、上記組合員名簿記載の廃棄物について、「今から考えてみると産業廃棄物に該当しない物がほぼほぼであったという理解を私は、いたしております。」と述べていることからすれば、安堵町の職員が本件申請書の記載を見た際、産業廃棄物に該当しない可能性があるとの疑いを有することが可能であったといえる(甲5の2・28頁、乙9)。

20

加えて、令和2年7月に廃止されるまで、安堵町環境美化センターでは事業系一般廃棄物の処理を受け入れておらず(前提事実(5)ア)、本件組合としては、産業廃棄物だけでなく事業系一般廃棄物も、同センター以外の最終処分場に運搬して処分するよう収集運搬業者等に委託する必要があったのであ

25

るから、本件組合が、排出した廃棄物の収集運搬等を収集運搬業者等に委託したからといって、当該廃棄物が産業廃棄物であるとは限らない（事業系一般廃棄物である可能性がある。）。

これらの事情をも踏まえると、本件交付決定の権限者であった西本は、本件交付決定をした後においても、本件組合の組合員が排出する廃棄物が本件要綱において補助金の対象とする産業廃棄物であるのかについて、慎重に見極めるべき状況にあったといえる。

以上からすれば、西本は、本件補助金請求を受けて本件各支出命令をするに当たり、地方自治法138条の2及び同法232条の2に基づき、自ら又は他の職員をして、当該補助金に対応する本件組合（補助対象事業者）による産業廃棄物排出・処理の有無及びその処理費の額を調査、確認して、本件組合の組合員である補助対象事業者による産業廃棄物の排出、処理がないにもかかわらず、本件要綱に基づき本件組合に補助金を交付することを防止すべきであり、具体的には、本件組合（補助対象事業者）がその事業活動に伴って産業廃棄物を排出し、これを処理した費用が発生したかについて本件組合に資料の提出を求めるなどして調査し、調査の結果、これらの事実が確認できなければ、本件要綱7条4号に基づいて本件交付決定を取り消して、本件補助金請求に対する本件各支出命令を防止ないし拒否すべき財務会計上の義務を負うというべきである（なお、前記(1)の本件要綱による本件組合に対する補助金制度の趣旨からすれば、交付決定後に、本件組合の組合員である補助対象事業者による産業廃棄物の排出、処理がないことが判明したときは、本件要綱7条4号の「その他不正があったとき」に当たり、交付決定を取り消し、補助金を交付しないことができる」と解される。）。

(3) これに対し、被告は、本件要綱の内容に照らせば、本件補助金の申請を審査するにあたっては、請求書又は領収書を含む添付書類の内容を審査すれば足りるから、本件交付決定にあたっても、これらの点を審査すれば足り、本

件組合の廃棄物の処理状況を確認すべき財務会計上の義務まであるとはいえないし、安堵町が本件要綱に従って本件組合に対して領収書の提出を求めたとすれば、本件組合から領収書やマニフェストが提出され、補助金交付決定がされたはずであるなどと主張する。

しかし、天理清掃社が本件組合に対して発行した領収証（乙12）には、  
10 入金先（本件組合）、金額、入金日のほかは、金額下に「但書 産業廃棄物処理組合」と記載されているのみであるところ、これは本件組合の名称（安堵町同和地区産業廃棄物処理組合）を記載しているにすぎず、廃棄物の種別を記載する趣旨ではないと解するのが自然である。したがって、上記領収証によって前記の点を確認することはできない。また、被告が本件組合による産業廃棄物の排出、処理を委託していた証拠として提出したマニフェスト（乙  
15 7）は、そもそも本件補助金の対象外の期間についてのものである上、建設系廃棄物用のマニフェストであって、産業廃棄物の種類には、本件組合（補助対象事業者）による事業上の排出物とは認めがたい「廃プラスチック類」等の「混合（安定型のみ）」などと記載されていることから（弁論の全趣旨）、これによつては、本件組合（補助対象事業者）による産業廃棄物の排出・処理の実態がないことの疑いが増しこそそれ、排出・処理の事実を確認することはできない。被告の上記主張は採用することができない。そして、他に上記排出・処理の事実があつたものと合理的に判断できる資料の存在はうかがえず、西本が前記財務会計上の調査、確認義務を尽くした場合、結局、上記の点を確認することができないのであるから、西本は、本件補助金請求には不正があるものとして、本件各支出命令をすることなく、本件交付決定を取り消すべき義務を負っていたものといえる。

20 (4) そうであるのに、西本は、自ら又は他の職員をして、本件組合（補助対象事業者）がその事業活動に伴つて産業廃棄物を排出・処理したかについて調査、確認せず、本件交付決定を取り消さないまま、専決により西本から権限

を委ねられた住民課長が、本件組合からの請求に対して漫然と本件各支出命令を行ったのであるから、西本は、本件各支出命令について上記財務会計上の義務に違反したというべきであり、本件各支出命令は違法である。

### 3 西本の不法行為責任の成否（争点(4)）について

#### 5 (1) 西本の過失

地方公共団体の長である町長の権限に属する財務会計上の行為を補助職員が専決権の授与等により処理した場合には、町長は、補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失によりこれを阻止しなかったときに限り、当該地方公共団体に対し、当該補助職員がした財務会計上の違法行為により当該地方公共団体が被った損害につき賠償責任を負うものと解するのが相当である（最高裁平成2年（行ツ）第137号同3年12月20日第二小法廷判決・民集45巻9号1455頁参照）。

10 本件においては、本来的には西本が権限を有する本件各支出命令について、専決権の授与により、補助職員である住民課長が本件各支出命令を行っているが、上記2のとおり、西本は、自ら又は他の職員をして上記の調査をして、本件組合が産業廃棄物を生じさせていないことを認識すれば、本件要綱7条4号に基づき、本件交付決定を取り消して本件各支出命令を防止すべき財務会計上の義務を負っていたのであるから、専決権者である住民課長による本件各支出命令を防止するための指揮監督上の義務を負っており、かつ同義務に違反したといえる。したがって、違法な本件各支出命令が行われたことについては、これが住民課長の専決で行われたことを踏まえても、町長である西本に過失が認められる。

#### 15 (2) 損害及び因果関係

20 違法な本件各支出命令の結果、安堵町は、本件組合に対し、本来は支出するべきでない合計216万7200円の金銭を交付したのであるから、違法

な本件各支出命令によって安堵町が同額の損害を負ったことは明らかである  
(なお、被告は、安堵町長が、本件要綱7条1号ないし4号に基づいて本件  
交付決定を取り消して、本件組合に対して不当利得返還請求をして本件各支  
出命令に係る本件補助金の返還を求める権利がある以上、安堵町に損害が生  
じているとはいえない旨主張するが、当該権利を発生させることができると  
しても、現実に損害が回復されているわけではない以上、損害の発生を否定  
することはできず、被告の当該主張は失当である。)。

#### 第4 結論

以上によれば、本件訴えのうち西本の本件交付決定を違法な財務会計上の行為  
として西本に対して損害賠償請求をすることを被告に求める部分は不適法であり  
却下すべきであるが、本件訴えのその余の適法な部分に係る請求については理由  
があるから、主文のとおり判決する。

奈良地方裁判所民事部

15

裁判長裁判官 寺 本 佳 子

20

裁判官 太 田 雅 之

裁判官 田 畑 恭 彦

### 関係法令の定め

#### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

##### (定義)

- 5 第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。
- 2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- 3 この法律において「特別管理一般廃棄物」とは、一般廃棄物のうち、爆発性、  
10 毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。
- 4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。
- 一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 15 二 輸入された廃棄物(前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物(政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。)並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物(政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。)を除く。)

(5項及び6項 略)

20

#### 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令】

##### (産業廃棄物)

- 第2条 法第2条第4項第1号の政令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

- 25 一 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本

業及び印刷物加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。)

二 木くず (建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業 (家具の製造業を含む。)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。) に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)

三 繊維くず (建設業に係るもの (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものに限る。)、繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く。) に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。)

四 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物

四の二 と畜場法 (昭和二十八年法律第百十四号) 第三条第二項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第一項に規定する獸畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 (平成二年法律第七十号) 第二条第六号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第一号に規定する食鳥に係る固形状の不要物

五 ゴムくず

六 金属くず

七 ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず

八 鉱さい

九 工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

十 動物のふん尿 (畜産農業に係るものに限る。)

十一 動物の死体 (畜産農業に係るものに限る。)

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定する  
ばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項に規定する特定  
施設（ダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同  
じ。）を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は次に掲げる廃棄物の  
焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設によつて集められた  
もの

イ 燃え殻（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第七号及び第十  
号、第三条第三号ワ並びに別表第一を除き、以下同じ。）

ロ 汚泥（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五号ロ（1）、第  
八号及び第十一号、第三条第二号ホ及び第三号ヘ並びに別表第一を除き、以  
下同じ。）

ハ 廃油（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハ及び別表  
第五を除き、以下同じ。）

ニ 廃酸（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを除き、  
以下同じ。）

ホ 廃アルカリ（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二十四条第二号ハを  
除き、以下同じ。）

ヘ 廃プラスチック類（事業活動に伴つて生じたものに限る。第二条の四第五  
号ロ（5）を除き、以下同じ。）

ト 前各号に掲げる廃棄物（第一号から第三号まで及び第五号から第九号まで  
に掲げる廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）

十三 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、前各号に掲  
げる廃棄物（第一号から第三号まで、第五号から第九号まで及び前号に掲げる  
廃棄物にあつては、事業活動に伴つて生じたものに限る。）又は法第二条第四項  
第二号に掲げる廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄  
物に該当しないもの

以上

これは正本である。

令和6年1月9日

奈良地方裁判所民事部

裁判所書記官 濱 口 ひさか

